

審査庁

岐阜県公安委員会 殿

処分庁

岐阜県警察本部長

弁 明 書

平成 31 年 1 月 5 日付け審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

1 本件事案の表示

平成 30 年 12 月 3 日付け備総第 690 号の公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求

2 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求した公文書を開示する決定を求める旨主張する。

3 本件処分に至るまでの経緯

(1) 公文書の公開請求

平成 30 年 11 月 15 日付けで、審査請求人から岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）がなされ、処分庁において平成 30 年 11 月 19 日付けで受理した。

(2) 本件請求の概要

本件請求は、審査請求人が、条例第 2 条第 1 号所定の実施機関である処分庁に対し、「「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき、岐阜県警察本部から警察庁に報

告した文書」の公開を求めたものである。

(3) 処分庁の決定

処分庁は、本件請求に係る公文書に関する情報は、これを公開することにより、警察の情報収集活動の具体的な内容について明らかとなり、その結果、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当し、かつ、本件請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に対し平成30年12月3日付け備総第690号により通知した。

4 本件処分の理由

本件処分の理由は次のとおりである。

(1) 条例第6条第4号の該当性について

条例第6条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報と規定している。

警察がどのような情報を、いつ、どのように収集しているかなど、個別具体的な情報を公開することにより、公共の安全と秩序の維持を目的とした情報収集の着眼点、手法等について明らかにすることとなり、これを契機に情報収集の対象となっていることを前提として対抗措置を講ずるなど、今後の情報収集活動の遂行に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当すると判断したものである。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、大垣警察署が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かについて明らかとなり、条例第

6条第4号に規定する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）とした本件処分の判断は妥当である。

5 審査請求人の主張について

(1) 「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている」の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている」と主張しているが、審査請求人が本件請求に係る対象文書の存在を疎明する事情として示す国会答弁は、本件請求に係る公文書の存在自体を明らかにしているものではないため、審査請求人の主張は、本件処分に影響を及ぼすものではない。

(2) その他の主張について

いずれの主張も本件処分の判断に影響するものではない。